

## 1 概要

地域の活動団体が空家を借りようとする際に、家財の片づけなどの負担感から、空家の所有者が貸し出しに躊躇してしまうことがあります。

そこで、空家の所有者の負担を軽減し、空家の貸し出しを促すことをねらいとして、空家の所有者に対し、家財撤去等に係る費用を補助します。

なお、受付は先着順で行い、当該年度予算額に達した時点で受付を終了します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/>

## 2 補助要件

### (1) 対象者

空家の所有者

※ 代理申請も可能ですので、その際は委任状を添付してください。

※ 所有者が複数いる場合は、申請にあたり他の所有者の同意書を添付してください。

### (2) 対象建築物

横浜市内に存する一戸建て住宅の空家

※ 申請時点で、居住その他の使用がなされていないことが条件です。

※ 法令に違反している建築物は対象外です。

### (3) 対象経費

家財等の撤去等に係る経費

樹木等の剪定等に係る経費

※ 当該空家の敷地内で、地域活用に使用する範囲のみ対象となります。

※ 対象経費が 100 万円以上の場合は市内事業者（本社・本店が横浜市内）へ発注すること

### (4) 金額

対象経費の 1 / 2（補助金の上限 20 万円）

### (5) その他条件

活動団体に継続して 1 年以上、地域活用を目的として空家を貸すことが条件です。

※ 活動団体の条件として、以下の補助の交付実績又は予定があるものとしています。ここに記載されていない事業で、申請をご希望される際はご相談ください。

地域活動推進費、横浜市地域まちづくり支援制度、ヨコハマ市民まち普請事業、

横浜市介護予防交流拠点整備事業、横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業、

高齢者生きがい活動促進支援事業、親と子のつどいの広場事業、放課後児童クラブ事業

### 3 手続の流れと必要書類

手続	必要書類	提出期限
申請	1 交付申請書（第1号様式） 2 事業計画書（第2号様式） 3 空家の登記事項証明書 4 補助対象経費の見積書の写し 5 空家の所有者全員の住民票 6 空家であることが確認できるもの（いずれか） (1) 電気又はガスの使用中止が確認できる書類 (2) 宅建業者が発行した空家であることが表示されている広告チラシ等 7 活動団体の補助の交付実績又は予定が分かるもの (1) 補助の交付決定通知書、又は申請書 8 誓約書（第3号様式） 9 事業着手前の写真	実績報告の期限に間に合うよう、令和3年12月末頃までに申請することをおすすめします。
	↓ <約1ヶ月> ※事務処理期間の目安ですので、余裕をもってご申請ください。	
交付決定	交付が決定した際は、交付決定通知書（第4号様式）を、もし要件を満たさない場合は、不交付決定通知書（第5号様式）を申請者宛に郵送します。 <u>交付決定通知を受けた後に内容を変更する場合は、事業着手前に担当課へ相談のうえ、変更申請書（第6号様式）を、取り下げる場合は、取下届（第7号様式）を提出してください。</u>	
	↓	
事業着手・完了	※事業完了後の写真を撮影してください。（実績報告で必要となります。）	
	↓	
実績報告	1 実績報告書（第9号様式） 2 事業報告書（第10号様式） 3 補助対象経費の領収書の写し 4 事業完了後の写真 5 活動団体の補助の交付決定通知書 ※申請時に交付予定だった場合のみ 6 補助対象経費の契約書等 ※補助対象経費が100万円以上だった場合のみ	令和4年2月26日
	↓	
補助金額の確定	確定通知書（第11号様式）を申請者宛に郵送します。	
	↓	
補助金の請求	1 交付請求書（第12号様式）	令和4年3月17日
	↓	
補助金の交付	補助金を交付します。	

※その他追加で書類が必要になる場合があります。（代理申請の場合の委任状、所有者が複数いる場合の同意書等）